

## 輸出不能事故（約款第3条第1号）の場合

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・事故発生日・事故確定日毎に作成
2. 損失額を確認できる書類	<p>(1) 損失額の算出根拠等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 供給契約を証する書類</li> <li>② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等）</li> </ul> <p>(2) 貨物の処分・保全に要した費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等）</li> <li>② 貨物の処分のために要した費用を証する書類</li> <li>③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス）</li> <li>(ロ) 転売に係る契約書等</li> <li>(ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等</li> </ul> </li> <li>④ 在庫証明書、入出庫証明書</li> </ul> <p>(3) 保険金請求までに入金がなされている場合は、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p>
3. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</p> <p>(3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第4条第11号に該当するてん補事由のうち、当該相手</p>

	<p>方が当該輸出契約等を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類</p> <p>(6) 約款第4条第11号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類</p> <p>(7) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>(8) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p>
4. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>
5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合は権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p> <p>② 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</p>
6. 保険証券	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本
7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合

※上記提出書類は、日本貿易保険が認めた場合に限り、他の書類で代替することができます。

## 代金回収不能事故（約款第3条第2号及び第3号）の場合

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・決済期限毎に作成
2. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類
3. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類 (6) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）
4. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書

	の写し (3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
5. 船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 支払に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 輸出契約等上の債権保全に係る輸出者等の権利を使用したことを確認できる書類 ⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類 ⑧ 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手續又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手續が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類
7. 過去の取引状況を確認できる書類	輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、保険金請求に係る船積日前に決済期限が到来した取引がある場合は、輸出契約等番号、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表
8. 保険証券	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券
9. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと）
10. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合
11. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合
12. 代金回収不能貨物の処分	主な費用は、以下のとおり。

に係る回収費用を確認できる書類	代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む））
13. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）

※上記提出書類は、日本貿易保険が認めた場合に限り、他の書類で代替することができます。